

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年11月2日
【会社名】	株式会社ロゼッタ
【英訳名】	ROZETTA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役 五石 順一
【本店の所在の場所】	東京都中央区築地三丁目5番4号
【電話番号】	03(6859)5800
【事務連絡者氏名】	執行役員グループ管理本部長CA0 安 美咲
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区築地三丁目5番4号
【電話番号】	03(6859)5800
【事務連絡者氏名】	執行役員グループ管理本部長CA0 安 美咲
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 190,736,175円 売出金額 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 34,907,000円 (注) 募集金額は、会社法上の払込金額の総額であり、売出金額は、有価証券届出書の訂正届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年10月15日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集347,900株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を平成27年11月2日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し（オーバーアロットメントによる売出し）52,100株の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項を訂正するため、「第四部 株式公開情報 第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」の記載内容の一部に記載漏れがありましたので、これを訂正するため、並びに「社債、株式等の振替に関する法律」第131条に基づく口座通知取次ぎ請求に伴い、当社役員が保有する株式の一部に質権が設定されていることが判明したため、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」及び「第二部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」の記載内容の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 募集の方法
- 3 募集の条件
 - (2) ブックビルディング方式
- 4 株式の引受け
- 5 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額
 - (2) 手取金の使途

第2 売出要項

- 1 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）
募集又は売出しに関する特別記載事項
- 3 第三者割当増資について
- 4 ロックアップについて

第二部 企業情報

第2 事業の状況

- 4 事業等のリスク

第四部 株式公開情報

第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

（訂正前）

種類	発行数（株）	内容
普通株式	347,900（注）2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は100株であります。

（注）1．平成27年10月15日開催の取締役会決議によっております。

2．発行数は、平成27年10月15日開催の取締役会において決議された公募による新株式発行に係る募集株式数231,600株及び公募による自己株式の処分に係る募集株式数116,300株の合計であります。本有価証券届出書の対象とした募集（以下「本募集」という。）のうち、自己株式の処分に係る募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。なお、発行数については、平成27年11月2日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3．本募集に伴い、その需要状況を勘案し、52,100株を上限として、S M B C日興証券株式会社が当社株主である五石順一（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

これに関連して、当社は、平成27年10月15日開催の取締役会において、本募集とは別に、S M B C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式52,100株の新規発行（以下「本第三者割当増資」という。）を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 第三者割当増資について」をご参照下さい。

4．本募集に関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照下さい。

5．当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(訂正後)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	347,900(注)2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は100株であります。

(注) 1. 平成27年10月15日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数は、平成27年10月15日開催の取締役会において決議された公募による新株式発行に係る募集株式数231,600株及び公募による自己株式の処分に係る募集株式数116,300株の合計であります。本有価証券届出書の対象とした募集(以下「本募集」という。)のうち、自己株式の処分に係る募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。
3. 本募集に伴い、その需要状況を勘案し、52,100株を上限として、S M B C日興証券株式会社が当社株主である五石順一(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
これに関連して、当社は、平成27年10月15日開催の取締役会において、本募集とは別に、S M B C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式52,100株の新規発行(以下「本第三者割当増資」という。)を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 第三者割当増資について」をご参照下さい。
4. 本募集に関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照下さい。
5. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【募集の方法】

（訂正前）

平成27年11月11日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。引受価額は平成27年11月2日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額（発行価額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分		発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集		-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集		-	-	-
ブックビルディング方式	新株式発行	231,600	126,974,700	68,715,720
	自己株式の処分	116,300	63,761,475	-
計（総発行株式）		347,900	190,736,175	68,715,720

（注）1．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2．上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。

3．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。

4．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。なお、平成27年10月15日開催の取締役会において、会社法上の増加する資本金の額は、平成27年11月11日に決定される予定の引受価額に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。なお、本募集における自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。

5．有価証券届出書提出時における想定発行価格（645円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は224,395,500円となります。

（訂正後）

平成27年11月11日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。引受価額は平成27年11月2日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額（発行価額548.25円）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分		発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集		-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集		-	-	-
ブックビルディング方式	新株式発行	231,600	126,974,700	<u>71,379,120</u>
	自己株式の処分	116,300	63,761,475	-
計（総発行株式）		347,900	190,736,175	<u>71,379,120</u>

（注）1．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2．上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。

3．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

4．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。なお、平成27年10月15日開催の取締役会において、会社法上の増加する資本金の額は、平成27年11月11日に決定される予定の引受価額に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。なお、本募集における自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。

5．仮条件（645円～695円）の平均価格（670円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は233,093,000円となります。

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

(訂正前)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成27年11月12日(木) 至 平成27年11月17日(火)	未定 (注) 4	平成27年11月18日(水)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、平成27年11月2日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成27年11月11日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成27年11月2日開催予定の取締役会において決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び平成27年11月11日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「2 募集の方法」に記載の新株式発行に係る発行数で除した金額とし、平成27年11月11日に決定する予定であります。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金にそれぞれ振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成27年11月19日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。

7. 申込み在先立ち、平成27年11月4日から平成27年11月10日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売にあたりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は本募集における新株式発行及び自己株式の処分を中止いたします。

(訂正後)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	548.25	未定 (注) 3	100	自 平成27年11月12日(木) 至 平成27年11月17日(火)	未定 (注) 4	平成27年11月18日(水)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、645円以上695円以下の価格といたします。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成27年11月11日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額(548.25円)及び平成27年11月11日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「2 募集の方法」に記載の新株式発行に係る発行数で除した金額とし、平成27年11月11日に決定する予定であります。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金にそれぞれ振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成27年11月19日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込みに先立ち、平成27年11月4日から平成27年11月10日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売にあたりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額(548.25円)を下回る場合は本募集における新株式発行及び自己株式の処分を中止いたします。

4【株式の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金として、平成27年11月18日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
株式会社S B I証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号		
S M B Cフレンド証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町7番12号		
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4番地1		
藍澤証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目20番3号		
水戸証券株式会社	東京都中央区日本橋二丁目3番10号		
計	-	347,900	-

(注) 1. 各引受人の引受株式数は、平成27年11月2日に決定する予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(平成27年11月11日)に元引受契約を締結する予定であります。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	296,300	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金として、平成27年11月18日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	13,900	
株式会社S B I証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	13,900	
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号	3,400	
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号	3,400	
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号	3,400	
S M B Cフレンド証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町7番12号	3,400	
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4番地1	3,400	
藍澤証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目20番3号	3,400	
水戸証券株式会社	東京都中央区日本橋二丁目3番10号	3,400	
計	-	347,900	-

(注) 1. 上記引受人と発行価格決定日(平成27年11月11日)に元引受契約を締結する予定であります。

2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(注) 1. の全文削除及び2. 3. の番号変更

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
206,443,860	10,000,000	196,443,860

- (注) 1. 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、本募集における新株式発行及び自己株式の処分に係るそれぞれの合計額であります。
2. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新株式発行及び自己株式の処分に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（645円）を基礎として算出した見込額であります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
4. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(訂正後)

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
214,445,560	10,000,000	204,445,560

- (注) 1. 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、本募集における新株式発行及び自己株式の処分に係るそれぞれの合計額であります。
2. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新株式発行及び自己株式の処分に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件（645円～695円）の平均価格（670円）を基礎として算出した見込額であります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
4. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

上記の手取概算額196,443千円及び前記「1 新規発行株式」の(注)3に記載の第三者割当増資の手取概算額上限30,806千円については、設備投資資金として154,368千円(平成28年2月期:26,410千円、平成29年2月期:55,957千円、平成30年2月期:72,000千円)、事業拡大のための優秀な人材の確保等を目的とした採用活動費及びその人件費として42,546千円(平成28年2月期:4,466千円、平成29年2月期:38,080千円)並びにソフトウェアの開発に応じて必要になるシステム保守費用として18,000千円(平成28年2月期:1,000千円、平成29年2月期:7,000千円、平成30年2月期:10,000千円)、残額については、平成30年2月期の採用活動費及びその人件費の一部として充当する予定であります。

設備投資資金は全てソフトウェアの開発費に充当する予定であり、その内訳は下表のとおりです。なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手予定年月	完成予定年月	完成後の増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
本社 (東京都中央区)	MT事業	ソフトウェア (自動翻訳ソフト「熟考」及び「熟考Z」のアップデート及びオプション機能の拡張)	143,462	33,063	増資資金、自己株式処分資金及び自己資金	平成25年 9月	平成29年 9月	- 注(2)
本社 (東京都中央区)	GLOZE事業	ソフトウェア (翻訳支援ツール「究極Z」のアップデート)	45,240	1,270	増資資金、自己株式処分資金及び自己資金	平成27年 2月	平成30年 2月	- 注(2)

(注)1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力につきましては、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(訂正後)

上記の手取概算額204,445千円及び前記「1 新規発行株式」の(注)3に記載の第三者割当増資の手取概算額上限31,994千円については、設備投資資金として147,449千円(平成28年2月期:19,492千円、平成29年2月期:55,957千円、平成30年2月期:72,000千円)、事業拡大のための優秀な人材の確保等を目的とした採用活動費及びその人件費として42,546千円(平成28年2月期:4,466千円、平成29年2月期:38,080千円)並びにソフトウェアの開発に応じて必要になるシステム保守費用として18,000千円(平成28年2月期:1,000千円、平成29年2月期:7,000千円、平成30年2月期:10,000千円)、残額については、平成30年2月期の採用活動費及びその人件費の一部として充当する予定であります。

設備投資資金は全てソフトウェアの開発費に充当する予定であり、その内訳は下表のとおりです。なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手予定年月	完成予定年月	完成後の増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
本社 (東京都中央区)	MT事業	ソフトウェア (自動翻訳ソフト「熟考」及び「熟考Z」のアップデート及びオプション機能の拡張)	143,462	33,063	増資資金、自己株式処分資金及び自己資金	平成25年 9月	平成29年 9月	- 注(2)
本社 (東京都中央区)	GLOZE事業	ソフトウェア (翻訳支援ツール「究極Z」のアップデート)	45,240	1,270	増資資金、自己株式処分資金及び自己資金	平成27年 2月	平成30年 2月	- 注(2)

(注)1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力につきましては、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

第2【売出要項】

1【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

(訂正前)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング 方式	52,100	<u>33,604,500</u>	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 S M B C 日興証券株式会社
計(総売出株式)	-	52,100	<u>33,604,500</u>	-

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集に伴い、その需要状況を勘案して行われる、S M B C 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

2. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 本募集における新株式発行及び自己株式の処分を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5に記載した振替機関と同一であります。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(645円)で算出した見込額であります。

(訂正後)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング 方式	52,100	<u>34,907,000</u>	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 S M B C 日興証券株式会社
計(総売出株式)	-	52,100	<u>34,907,000</u>	-

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集に伴い、その需要状況を勘案して行われる、S M B C 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

2. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 本募集における新株式発行及び自己株式の処分を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5に記載した振替機関と同一であります。
5. 売出価額の総額は、仮条件(645円~695円)の平均価格(670円)で算出した見込額であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

3 第三者割当増資について

(訂正前)

上記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のS M B C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が平成27年10月15日開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 52,100株
(2)	払込金額	未定(注)1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。(注)2
(4)	払込期日	平成27年12月22日(火)

(注) 1. 払込金額は、本募集による新株式発行及び自己株式の処分における払込金額(会社法上の払込金額)と同一といたします。

2. 割当価格は、1株につき本募集における新株式発行及び自己株式の処分の引受価額と同一とし、平成27年11月11日に決定します。

(訂正後)

上記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のS M B C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が平成27年10月15日及び平成27年11月2日開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 52,100株
(2)	払込金額	1株につき548.25円
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。(注)
(4)	払込期日	平成27年12月22日(火)

(注) 割当価格は、1株につき本募集における新株式発行及び自己株式の処分の引受価額と同一とし、平成27年11月11日に決定します。

(注) 1. の全文及び2. の番号削除

4 ロックアップについて

（訂正前）

本募集に関し、当社株主かつ貸株人である当社代表取締役五石順一、当社株主かつ当社役員であるジェイコブソン陽子、誠谷隆志、秀島博規、石村俊一、請川博子、皆良田秀利、須藤智雄、当社株主かつ当社子会社役員である竹本雅信、次本均、当社株主である浮舟邦彦、ロゼッタ従業員持株会、安美咲、宮崎定智、株式会社MCC、有限会社J&I、有限会社OBSESSION、株式会社国際教育社、当社新株予約権者かつ当社子会社役員である小崎和土及び趙沛松は、S M B C 日興証券株式会社（主幹事会社）に対して、本募集に係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の平成28年5月16日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）の売却等を行わない旨を約束しております。

当社株主であるジャパン・アジア・リーダーズ1号投資事業有限責任組合、滋慶1号投資事業有限責任組合、先端技術産業創造投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対して、本募集に係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して90日目の平成28年2月16日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式の売却等（ただし、その売却価格が募集における発行価格又は売出しにおける売出価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）を行わない旨を約束しております。

当社株主である株式会社ドリームインキュベータは、主幹事会社に対して、本募集に係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して90日目の平成28年2月16日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式のうち、34,500株の売却等（ただし、その売却価格が募集における発行価格又は売出しにおける売出価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等を除く。）を行わない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社との間で、本募集に係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の平成28年5月16日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割及びストック・オプション等に関わる発行を除く。）を行わないことに合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

（訂正後）

本募集に関し、当社株主かつ貸株人である当社代表取締役五石順一、当社株主かつ当社役員であるジェイコブソン陽子、誠谷隆志、秀島博規、石村俊一、請川博子、皆良田秀利、須藤智雄、当社株主かつ当社子会社役員である竹本雅信、次本均、当社株主である浮舟邦彦、ロゼッタ従業員持株会、安美咲、宮崎定智、株式会社MCC、有限会社J&I、有限会社OBSESSION、株式会社国際教育社、当社新株予約権者かつ当社子会社役員である小崎和士及び趙沛松は、S M B C 日興証券株式会社（主幹事会社）に対して、本募集に係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の平成28年5月16日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）の売却等を行わない旨を約束しております。

当社役員である五石順一、誠谷隆志、秀島博規、石村俊一及び皆良田秀利（以下「対象者」という。）と株式会社みずほ銀行（以下、本「4 ロックアップについて」において「銀行」という。）の間には金銭消費貸借契約が締結されており、当該契約に基づき対象者が保有する株式の一部には、下記表の通り、対象者が銀行に対して負担する債務の担保として質権が設定されています。

	保有顕在株式数	質権対象株式数
五石 順一	642,000株	62,000株
誠谷 隆志	65,000株	40,000株
秀島 博規	52,000株	46,000株
石村 俊一	30,000株	10,000株
皆良田 秀利	4,000株	4,000株
合計	793,000株	162,000株

下記に定めるいずれかの事由が生じた場合には、法定の順序にかかわらず、また被担保債務の期限が到来したかどうかにかかわらず、その債務の弁済に充当するために、銀行により質権対象株式の売却が行われる可能性があります。

- ・対象者が当社グループの役員でなくなったとき
- ・上記に定める対象者に係る当社普通株式の売却等を行わない期間（本募集に係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の平成28年5月16日までの期間をいう。）が経過したとき
- ・対象者について次の事由が一つでも生じた場合
 - 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき
 - 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき
 - 対象者の預金その他の銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき
 - 対象者の責めに帰すべき事由によって、銀行に対象者の所在が不明となったとき
 - 銀行に対する債務の一部でも履行を遅滞したとき
 - 担保の目的物について差押または競売手続の開始があったとき
 - 銀行との約定に違反したとき
 - 上記のほか対象者の債務の弁済に支障をきたす相当の事由が生じたとき

本有価証券届出書提出日（平成27年10月15日）現在、銀行による質権対象株式の総数は162,000株であり、発行済株式総数1,990,200株の8.1%に相当しております。石村俊一及び皆良田秀利に関しては平成27年10月30日に債務を全額返済済みであり、質権は消滅しました。秀島博規に関しては平成27年10月30日に債務の一部を返済済みであり質権対象株式のうち30,000株に対する質権は消滅しました。東京証券取引所における売却又はその他の方法により質権対象株式の売却が実際になされた場合、又はその可能性が顕在化した場合には、当社株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。

当社株主であるジャパン・アジア・リーダーズ1号投資事業有限責任組合、滋慶1号投資事業有限責任組合、先端技術産業創造投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対して、本募集に係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して90日目の平成28年2月16日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式の売却等（ただし、その売却価格が募集における発行価格又は売出しにおける売出価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）を行わない旨を約束しております。

当社株主である株式会社ドリームインキュベータは、主幹事会社に対して、本募集に係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して90日目の平成28年2月16日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式のうち、34,500株の売却等（ただし、

その売却価格が募集における発行価格又は売出しにおける売価の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等を除く。)を行わない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社との間で、本募集に係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の平成28年5月16日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割及びストック・オプション等に関わる発行を除く。）を行わないことに合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部【企業情報】

第2【事業の状況】

4【事業等のリスク】

6. その他のリスク

(訂正前)

(1) 資金使途について

当社グループの公募増資による調達資金の使途については、主に自動翻訳サービスの研究開発投資と適切な人材採用等に充当する予定であります。しかしながら、当社グループを取り巻く外部環境や経営環境の変化に対応するため、調達資金を予定以外の使途に充当する可能性があります。また、予定どおりの使途に充当された場合でも、想定どおりの効果を上げることができず、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 配当政策について

当社グループでは、将来の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保の確保を優先しつつ、株主への配当を実施しております。株主への利益配分につきましては、今後も経営の最重要課題の一つと位置付け、企業体質の強化と将来の事業展開に備える内部留保とのバランスを図りながら、利益成長に応じた配当政策を実施する予定であります。

しかしながら、想定どおりの利益成長が達成できないなどの理由により、配当を実施できなくなる可能性があります。

(3) 新株予約権について

当社グループでは、株主価値の向上を意識した経営の推進を図るとともに、役職員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、当社役員及び従業員並びに社外部協力者に対して新株予約権を付与しております。

本書提出日現在、新株予約権による潜在株式数は270,100株であり、発行済株式総数1,990,200株の13.6%に相当しております。新株予約権の詳細については「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

これらの新株予約権が権利行使された場合は、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があり、将来における株価形成へ影響を及ぼす可能性があります。

(4) 自然災害について

地震や津波、台風等の自然災害、感染症の蔓延、事故、火災、テロ、戦争等により人的・物的な被害が生じた場合、あるいはそれらの自然災害及び事故等に起因する電力・ガス・水道・交通網の遮断等により、正常な事業活動が阻害された場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 企業買収等

当社グループは、MT事業、GLOZE事業、翻訳・通訳事業、企業研修事業の強化補強を目的に、企業買収及び資本参加を含む投資を行うことがあります。実施に当たっては、事前に収益性や投資回収可能性に関する十分な調査及び検討を行いますが、買収及び投資後における事業環境の急変や想定外の事態の発生等により、期待した利益やシナジー効果を確保できない場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(訂正後)

(1) 資金使途について

当社グループの公募増資による調達資金の使途については、主に自動翻訳サービスの研究開発投資と適切な人材採用等に充当する予定であります。しかしながら、当社グループを取り巻く外部環境や経営環境の変化に対応するため、調達資金を予定以外の使途に充当する可能性があります。また、予定どおりの使途に充当された場合でも、想定どおりの効果を上げることができず、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 配当政策について

当社グループでは、将来の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保の確保を優先しつつ、株主への配当を実施しております。株主への利益配分につきましては、今後も経営の最重要課題の一つと位置付け、企業体質の強化と将来の事業展開に備える内部留保とのバランスを図りながら、利益成長に応じた配当政策を実施する予定であります。

しかしながら、想定どおりの利益成長が達成できないなどの理由により、配当を実施できなくなる可能性があります。

(3) 新株予約権について

当社グループでは、株主価値の向上を意識した経営の推進を図るとともに、役職員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、当社役員及び従業員並びに社外部協力者に対して新株予約権を付与しております。

本書提出日現在、新株予約権による潜在株式数は270,100株であり、発行済株式総数1,990,200株の13.6%に相当しております。新株予約権の詳細については「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

これらの新株予約権が権利行使された場合は、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があり、将来における株価形成へ影響を及ぼす可能性があります。

(4) 自然災害について

地震や津波、台風等の自然災害、感染症の蔓延、事故、火災、テロ、戦争等により人的・物的な被害が生じた場合、あるいはそれらの自然災害及び事故等に起因する電力・ガス・水道・交通網の遮断等により、正常な事業活動が阻害された場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 企業買収等

当社グループは、MT事業、GLOZE事業、翻訳・通訳事業、企業研修事業の強化補強を目的に、企業買収及び資本参加を含む投資を行うことがあります。実施に当たっては、事前に収益性や投資回収可能性に関する十分な調査及び検討を行いますが、買収及び投資後における事業環境の急変や想定外の事態の発生等により、期待した利益やシナジー効果を確認できない場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 役員所有株式に係る質権設定について

当社役員である五石順一、鼓谷隆志、秀島博規、石村俊一及び皆良田秀利（以下「対象者」という。）と株式会社みずほ銀行（以下、本(6)において「銀行」という。）との間には金銭消費貸借契約が締結されており、当該契約に基づき対象者が保有する株式の一部には、下記表の通り、対象者が銀行に対して負担する債務の担保として質権が設定されています。

	保有顕在株式数	質権対象株式数
五石 順一	642,000株	62,000株
鼓谷 隆志	65,000株	40,000株
秀島 博規	52,000株	46,000株
石村 俊一	30,000株	10,000株
皆良田 秀利	4,000株	4,000株
合計	793,000株	162,000株

下記に定めるいずれかの事由が生じた場合には、法定の順序にかかわらず、また被担保債務の期限が到来したかどうかにかかわらず、その債務の弁済に充当するために、銀行により質権対象株式の売却が行われる可能性があります。

・対象者が当社グループの役員でなくなったとき

・上記に定める対象者に係る当社普通株式の売却等を行わない期間（本募集に係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の平成28年5月16日までの期間をいう。）が経過したとき

・対象者について次の事由が一つでも生じた場合

- 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき

- 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき

- 対象者の預金その他の銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が發送されたとき

- 対象者の責めに帰すべき事由によって、銀行に対象者の所在が不明となったとき

- 銀行に対する債務の一部でも履行を遅滞したとき

- 担保の目的物について差押または競売手続の開始があったとき

- 銀行との約定に違反したとき

- 上記のほか対象者の債務の弁済に支障をきたす相当の事由が生じたとき

本有価証券届出書提出日（平成27年10月15日）現在、銀行による質権対象株式の総数は162,000株であり、発行済株式総数1,990,200株の8.1%に相当しております。石村俊一及び皆良田秀利に関しては平成27年10月30日に債務を全額返済済みであり、質権は消滅しました。秀島博規に関しては平成27年10月30日に債務の一部を返済済みであり質権対象株式のうち30,000株に対する質権は消滅しました。東京証券取引所における売却又はその他の方法により質権対

象株式の売却が実際になされた場合、又はその可能性が顕在化した場合には、当社株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

(訂正前)

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成26年7月18日	五石 順一	大阪市阿倍野区	特別利害関係者等(当社の代表取締役)	誠谷 隆志	大阪府豊中市	特別利害関係者等(当社取締役)	100	5,000,000(50,000)(注)4.	経営参画意識向上のため
平成26年7月18日	五石 順一	大阪市阿倍野区	特別利害関係者等(当社の代表取締役)	石村 俊一	横浜市瀬谷区	特別利害関係者等(当社取締役)	83	4,150,000(50,000)(注)4.	経営参画意識向上のため
平成26年7月18日	五石 順一	大阪市阿倍野区	特別利害関係者等(当社の代表取締役)	須藤 智雄	東京都世田谷区	特別利害関係者等(当社監査役)	20	1,000,000(50,000)(注)4.	経営参画意識向上のため

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成25年3月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(の部)」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。
- また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。)並びにその役員、人的関係会社及び資本的关系会社
4. 移動価格は、類似会社比準法に基づく株価算定の結果を参考として、当事者間で協議の上決定した価格であります。
5. 平成27年10月1日付で、普通株式1株を100株に株式分割を行っておりますが、上記移動株数及び価格(単価)は当該分割前のものを記載しております。

(訂正後)

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成26年7月18日	五石 順一	大阪市阿倍野区	特別利害関係者等(当社の代表取締役)	誠谷 隆志	大阪府豊中市	特別利害関係者等(当社取締役)	100	5,000,000 (50,000) (注)4.	経営参画意識向上のため
平成26年7月18日	五石 順一	大阪市阿倍野区	特別利害関係者等(当社の代表取締役)	石村 俊一	横浜市瀬谷区	特別利害関係者等(当社取締役)	83	4,150,000 (50,000) (注)4.	経営参画意識向上のため
平成26年7月18日	五石 順一	大阪市阿倍野区	特別利害関係者等(当社の代表取締役)	須藤 智雄	東京都世田谷区	特別利害関係者等(当社監査役)	20	1,000,000 (50,000) (注)4.	経営参画意識向上のため
平成27年9月30日	株式会社ロゼッタ 代表取締役 五石 順一	東京都中央区築地三丁目5番4号	当社	株式会社ドリームインキュベータ 代表取締役 山川 隆義	東京都千代田区霞が関三丁目2番6号 東京倶楽部ビルディング4階	特別利害関係者等(大株主上位10名)	345	34,500,000 (100,000) (注)6.	新株予約権の権利行使に伴う自己株式の割当

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成25年3月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(の部)」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。
- また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。)並びにその役員、人的関係会社及び資本的关系会社
4. 移動価格は、類似会社比準法に基づく株価算定の結果を参考として、当事者間で協議の上決定した価格であります。
5. 平成27年10月1日付で、普通株式1株を100株に株式分割を行っておりますが、上記移動株数及び価格(単価)は当該分割前のものを記載しております。
6. 移動価格は、新株予約権の権利行使価格であります。